

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2022 年 6 月 27 日

静岡県知事
川勝 平太 殿

提出者

住 所 静岡県裾野市平松85

氏 名 MAアルミニウム株式会社

代表取締役社長 島村 敏行

電話番号 055-992-1211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	MAアルミニウム株式会社富士製作所
事業場の所在地	静岡県裾野市平松85
計画期間	2022年4月1日から2023年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	非鉄金属製造業
② 事業の規模	428億円
③ 従業員数	997名(正社員879名、それ以外の職員118名)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙5の通り

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙6の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和 3 年度）実績】	
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	別紙7の通り	
	排 出 量	別紙7の通り t	t
	(これまでに実施した取組)		
	別紙7の通り		
		【目標】	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	別紙7の通り	
	排 出 量	別紙7の通り t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙7の通り		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類別に分別し回収
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も分別を徹底するよう指導

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
			—
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		
			—

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	t
			—
			—
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	—	t
			—
			—

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
—			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
—			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙 8 の通り	
	全処理委託量	別紙 8 の通り t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙 8 の通り t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙 8 の通り t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙 8 の通り t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙 8 の通り t	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙 8 の通り			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙8の通り	
	全 処 理 委 託 量	別紙8の通り	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙8の通り	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙8の通り	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙8の通り	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙8の通り	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙8の通り		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	135.24	t
	(今後実施する予定の取組等)		
	2020年4月より電子マニフェスト運用開始済み		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(別紙5)

<当該事業所において現に行っている事業に関する事項>

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の種類	一連の処理の工程
燃えやすい廃油	・施設、床等の塗装に使用した廃塗料 ・製品の洗浄、表面処理に使用した廃有機溶剤
pH2.0以下の廃酸	・アルミニウム製品の金属組織、表面処理物を評価するために使用した廃試薬 ・アルミニウム製品の表面処理施設で使用した廃液 ・廃バッテリー
pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	・アルミニウム製品の金属組織、表面処理物を評価するために使用した廃試薬
pH12.5以上の廃アルカリ	・アルミニウム製品の金属組織、表面処理物を評価するために使用した廃試薬 ・アルミニウム製品の表面処理施設で使用した廃液 ・押出金型の洗浄で使用した廃液
感染性廃棄物	・新型コロナワクチン職域接種で使用した廃棄物
廃PCB等・PCB汚染物 ・PCB処理物	・トランス、コンデンサー、リアクトル、安定器等
PCB汚染物	・高濃度PCB
燃え殻(基準値を超える有害物質を含むもの)	・溶解炉、焼鈍炉等の炉壁に使用したレンガ(ダイオキシン類付着)
ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	・ばい煙発生施設から発生した六価クロム化合物含有のばいじん

(別紙6)

< 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 >

廃棄物管理体制図



(別紙7)

<特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項>

①現状【前年度（令和3年度）実績】

種類	排出量	これまでに実施した取組
燃えやすい廃油	2.9 t	—
pH2.0以下の廃酸	1.8 t	—
pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.3 t	—
pH12.5以上の廃アルカリ	119.5 t	—
感染性廃棄物	0.02 t	—
廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	0.6 t	—
PCB汚染物	1.8 t	—
燃え殻(基準値を超える有害物質を含むもの)	4.0 t	—
ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	5.7 t	—
合計	137.6 t	

②計画【令和4年度の目標】

種類	排出量	今後実施する予定の取組
燃えやすい廃油	2.9 t	—
pH2.0以下の廃酸	1.8 t	—
pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.3 t	—
pH12.5以上の廃アルカリ	119.5 t	—
感染性廃棄物	0 t	—
廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	4.9 t	PCB廃棄物の処分を計画的に進め、 将来のPCB廃棄物減量化に繋げる
PCB汚染物	0 t	—
燃え殻(基準値を超える有害物質を含むもの)	4.0 t	—
ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	5.7 t	—
合計	140.1 t	

(別紙8)

<特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項>

①現状【前年度（令和3年度）実績】

種類	全処理委託量	(t)				これまでに実施した取組
		優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
燃えやすい廃油	2.9	2.9	0	0	0	出来る限り優良認定業者に委託
pH2.0以下の廃酸	1.8	1.8	1.8	0	0	
pH2.0以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	1.3	1.3	1.3	0	0	
pH12.5以上の廃アルカリ	119.5	73.5	119.5	0	0	
感染性廃棄物	0.02	0.02	0.02	0	0	
廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	0.6	0	0	0	0	
PCB汚染物	1.8	0	0	0	0	
燃え殻 (基準値を超える有害物質を含むもの)	4.0	0	4.0	0	0	
ばいじん (基準値を超える有害物質を含むもの)	5.7	0	5.7	0	0	
合計	137.6	79.5	132.3	0	0	

②計画【令和4年度の目標】

種類	全処理委託量	(t)				今後実施する予定の取組
		優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
燃えやすい廃油	2.9	2.9	0	0	0	出来る限り優良認定業者に委託
pH2.0以下の廃酸	1.8	1.8	1.8	0	0	
pH2.0以下の廃酸 (基準値を超える有害物質を含むもの)	1.3	1.3	1.3	0	0	
pH12.5以上の廃アルカリ	119.5	73.5	119.5	0	0	
感染性廃棄物	0	0	0	0	0	
廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	4.9	0	0	0	0	
PCB汚染物	0	0	0	0	0	
燃え殻 (基準値を超える有害物質を含むもの)	4.0	0	4.0	0	0	
ばいじん (基準値を超える有害物質を含むもの)	5.7	0	5.7	0	0	
合計	140.1	79.5	132.3	0	0	